

<h1>静岡市報</h1>	No. 21
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 6
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 8

**規 則**

- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 24

**告 示**

- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第87号）

職員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第88号）

議員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第89号）

特別職の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第90号）

会計年度任用職員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第87号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の130」とあるのは「100分の170」を「100分の125」とあるのは「100分の165」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100

分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和2年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第88号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第89号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第90号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第16条及び第17条中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「の報酬」を加える。

附則第2項中「令和5年度まで」を「令和4年度まで」に、「100分の130」を「100分の127.5」に改め、同項の表中

「

令和4年度	100分の125	を
令和5年度	100分の127.5	

」

「

令和4年度	100分の125	に
-------	----------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第87号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号を次のように改める。

## (3) 削除

第15条第1号を同条第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

## (1) 固定資産課税台帳所有者登録予定通知書 様式第101号の2

第15条第13号の次に次の1号を加える。

## (13) の2 固定資産現所有者申告書 様式第114号の2

第15条第14号中「様式第114号の2」を「様式第114号の2の2」に改める。

様式第6号を次のように改める。

## 様式第6号 削除

様式第52号（その2）（裏）中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」を、「」とします」の次に「。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

様式第52号（その3）中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」を、「」とします」の次に「。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします」を加える。

様式第91号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第92号（その1）（1枚目裏）中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第101号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第106号（1枚目裏）中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第114号の2の2を削り、様式第114号の2を様式第114号の2の2とする。

様式第114号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第128号(その1)(裏)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第136号(裏)中「納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント」を「年14.6パーセント」に改め、「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第139号(裏)中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を加え、「)とします」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします」を加える。

様式第147号(裏)(注)中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を加え、「)とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」を加える。

様式第148号(裏)(注)中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」を加え、「)とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延

滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第52号(その2)(裏)、様式第52号(その3)、様式第91号、様式第92号(その1)(1枚目裏)、様式第106号(1枚目裏)、様式第128号(その1)(裏)、様式第136号(裏)、様式第139号(裏)、様式第147号(裏)(注)及び様式第148号(裏)(注)の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

## 静岡市規則第88号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「  

氏 名		性 別	
-----	--	-----	--

を  
」

「  

氏 名	
-----	--

に  
」

改める。

様式第33号中

「  

フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生年月日 年 月 日
---------------	--	----	-----	----	---	---------------

を  
」

「  

フリガナ 受診者氏名		年齢	歳	生年月日 年 月 日
---------------	--	----	---	---------------

に  
」

改める。

様式第34号の1（表）、様式第34号の2（表）、様式第34号の3（表）、様式第34号の4（表）

及び様式第34号の5（表）中

「

氏名		性別		生年 月日	年月日生	を
----	--	----	--	----------	------	---

」

「

氏名				生年 月日	年月日生	に
----	--	--	--	----------	------	---

」

改める。

様式第35号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第36号中

氏名		年齢	性別	を
生年月日	年 月 日	歳	男・女	

氏名		年齢	に
生年月日	年 月 日	歳	

改める。

様式第59号中

	生年月日	年 月 日	性別	男・女	電話	( )	を
--	------	-------	----	-----	----	-----	---

	生年月日	年 月 日	電話	( )	に
--	------	-------	----	-----	---

改め、同様式(注)④中「あて」を「宛」に改め、同(注)⑥中「平成」を削る。

様式第60号中

氏名		年齢	性別	を
生年月日	年 月 日	歳	男・女	

氏名		年齢	に
生年月日	年 月 日	歳	

改める。

様式第62号中

「  

	生年月日	年 月 日	性別		電話	
--	------	-------	----	--	----	--

を  
」

「  

	生年月日	年 月 日		電話	
--	------	-------	--	----	--

に  
」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第89号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第701号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	LINE Pay株式会社代表取締役	を
	」	
「	LINE Pay株式会社代表取締役	に
	PayPay株式会社代表取締役	
	ビリングシステム株式会社代表取締役	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

## 静岡市告示第706号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示（令和元年静岡市告示第329号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則に次の1項を加える。

### 3 階層区分の変更

市長は、前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者につき子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第56条に規定する特別の事由が生じたときは、同令第57条に定めるところによりその状況に応じて階層区分を変更することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第709号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	LINE Pay株式会社代表取締役	を
「	LINE Pay株式会社代表取締役	に
	PayPay株式会社代表取締役	
	ビリングシステム株式会社代表取締役	
」		」

改める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

## 静岡市告示第715号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示（平成19年静岡市告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「		LINE Pay株式会社代表取締役	を
「		LINE Pay株式会社代表取締役	に
		PayPay株式会社代表取締役	
		ビリングシステム株式会社代表取締役	
			」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。